

再任用制度の運用変更に伴う対応について

第3回市会定例会の政策・総務・財政委員会でご説明した、再任用フルタイム化への運用変更に伴う横浜市職員定数条例等の対応について、ご報告します。

1 再任用制度の運用変更について

現在、原則として短時間勤務で運用している本市再任用制度について、平成 26 年度以降は**年金支給開始までの間、原則フルタイム勤務**での運用とします。ただし、責任職は、安定的な業務執行体制を確保する観点から、年金支給開始年齢にかかわらず 65 歳までフルタイム勤務とします（平成 25 年 9 月 17 日政策・総務・財政委員会にて報告済）。そのため、今後、短時間勤務の再任用職員の後任補充については、フルタイム勤務の再任用職員で行うこととなります。

なお、この運用変更に伴い、外郭団体等への再就職者の年収限度額を変更します。

(表) 再任用制度運用変更の概要

本市退職時の 職位 (再任用職位)	再任用等 ① (平成 25 年度)		再任用勤務形態 (再任用時) ②		再任用職員給料額 (月額) ③	
	再任用 職員数	再雇用 嘱託員数	現行	H26 年度以降	現行 ※ (給料表)	H26 年度
局長級 (部長級再任用)	1	0	短時間 勤務	フルタイム 勤務	281,774 円 (349,400 円)	349,400 円
部長級 (課長級再任用)	15	0			255,322 円 (316,600 円)	316,600 円
課長級 (係長級再任用)	44	0			208,225 円 (258,200 円)	258,200 円
課長補佐以下 (一般職員再任用)	1,776	699		原則 フルタイム 勤務	194,758 円 (241,500 円)	241,500 円
合 計	1,836	699				
	2,535					

※ 給料表の月額を短時間に換算して支給

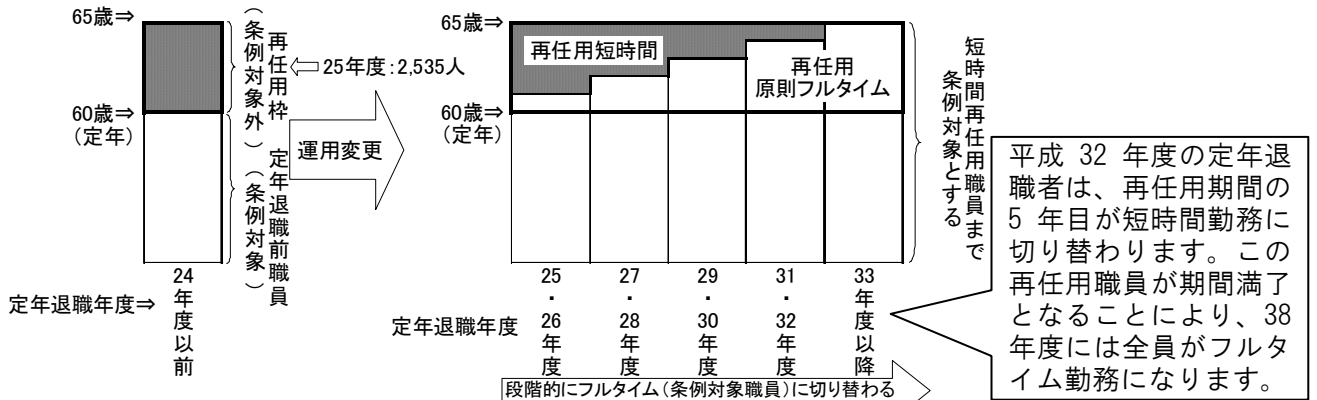
2 横浜市職員定数条例について

再任用職員の全てを職員定数に一括計上する条例改正案を、平成 26 年第 1 回市会定例会に提出します。

フルタイム勤務の再任用職員は、「横浜市職員定数条例」の対象職員となります。今回、年金支給開始年齢の引き上げによる短時間勤務の再任用職員の原則フルタイム化（＝常勤職員化）に伴い、平成 38 年度までに順次、短時間からフルタイムに切り替わる再任用職員の枠数を定数条例に計上します。

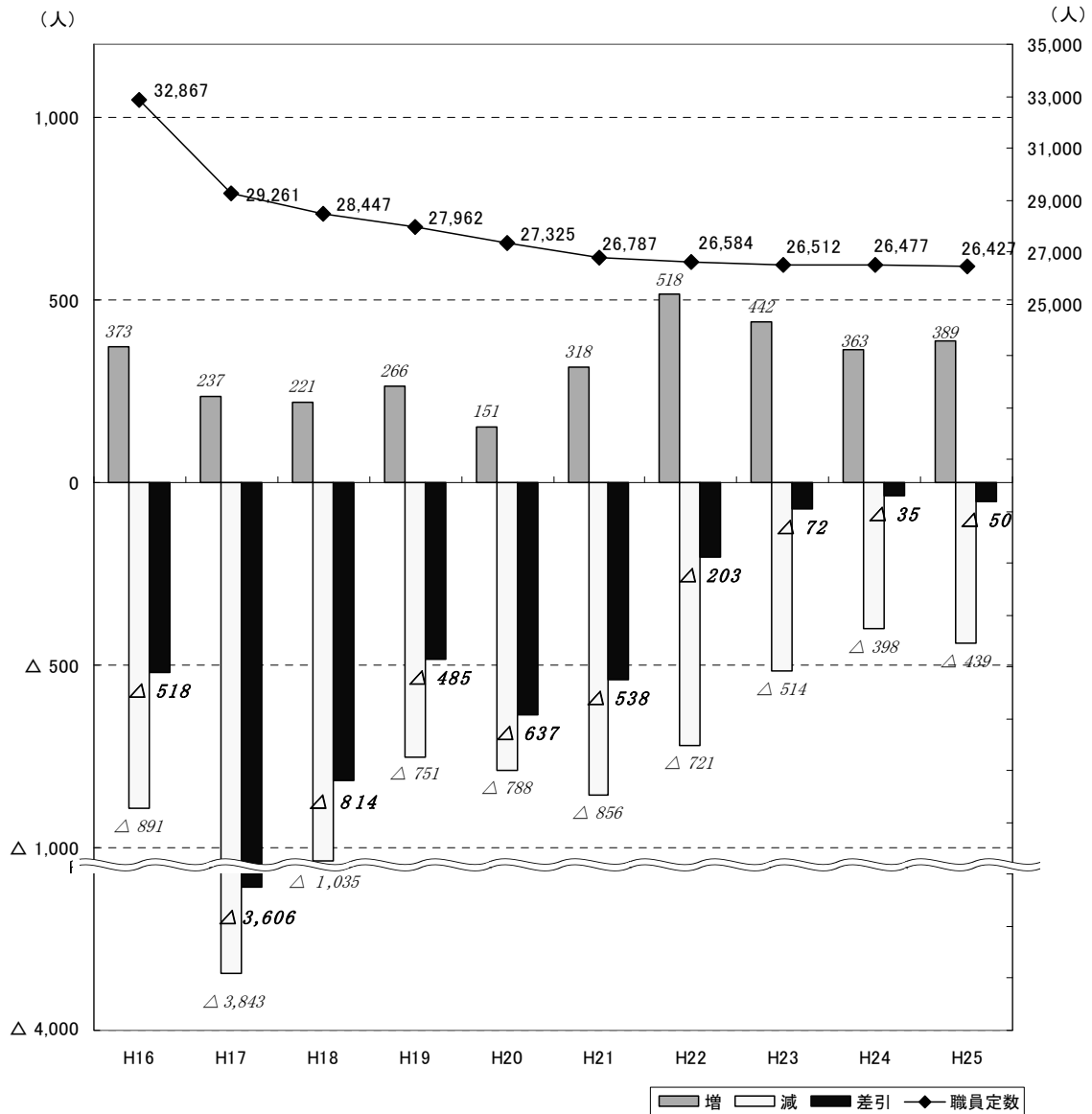
平成 37 年度までは、フルタイム勤務と短時間勤務の職員が並存することになります。今般の条例改正において、将来的にフルタイム化される短時間勤務の再任用職員についても全て一括計上し、定年退職前職員と再任用職員の条例定数（任用の上限）を一元管理します。

■運用変更イメージ



※「人口 1,000 人当たりの普通会計における職員数（平成 24 年度：5.42 人、政令市最少）」は、フルタイムで勤務する職員数（実人員）により算出されます。平成 26 年度に普通会計において新たにフルタイム再任用として任用される職員数は 250 人程度を想定しており、大きな影響はありません。

【参考1】過去10年の職員定数の増減



【参考2】非常勤職員の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H18~H25 の増減比	再任用 2,535人
職員定数	28,447	27,962	27,325	26,787	26,584	26,512	26,477	26,427	▲ 2,020	
非常勤合計 a+b+c	5,250 (4,200)	5,437 (4,350)	5,292 (4,234)	5,408 (4,326)	5,801 (4,641)	6,064 (4,851)	6,200 (4,960)	6,213 (4,970)	963 (770)	
再任用職員 a	739	774	1,237	1,336	1,487	1,869	1,881	1,836	1,097	
再雇用嘱託 b	1,281	1,302	893	760	804	550	687	699	▲ 582	
一般嘱託 c	3,230	3,361	3,162	3,312	3,510	3,645	3,632	3,678	448	
正規職員数+非常勤職員数	33,697 (32,647)	33,399 (32,312)	32,617 (31,559)	32,195 (31,113)	32,385 (31,225)	32,576 (31,363)	32,677 (31,437)	32,640 (31,397)	▲ 1,057 ▲ (1,250)	

※ ()内は、非常勤職員の人数を勤務時間数で換算した場合の人数です。本市の非常勤職員は全て短時間勤務であり、正規職員の勤務時間数に換算すると概ね0.8人分となります。

【再雇用嘱託員について】

平成13年度からの公的年金の「定額部分」の支給開始年齢の段階的引上げに併せ、一部支給から満額支給となった職員を「再雇用嘱託員」として雇用しています。段階的引上げが完了する26年度からは、一部を除き、再雇用嘱託員から再任用職員へ切り替わります。